

翌年度分の自動車税がかかるとクレームを招く恐れがある



4月以降、車に乗っていないのに自動車税の納付書が届いた...



3月中に廃車手続きをしてほしいと言われているが間に合いそうにない...



示談がまとまらず手続きが進められない...



そんなトラブルでお困りの方のために

自動車税 キャンペーンを開催!



令和7年3月1日～3月31日までのご依頼分
ご契約者様に代わって自動車税を納付いたします。

年度をまたぐ案件はぜひご相談ください

車両/買取条件ごとの自動車税ご精算方法

1

普通車
抹消・永久抹消

弊社にて自動車税相当額を計算し、ご契約者様へお振り込みいたします。

2

普通車
名義変更

ご契約者様より納付書を郵送いただき、弊社にて直接納付いたします。

3

軽自動車
(名義変更・抹消問わず)

ご契約者様より納付書を郵送いただき、弊社にて直接納付いたします。

※4/30までに名義変更必要書類の回収が出来るおクルマが精算の対象になります

お問い合わせはこちら

ソコカラ (運営会社:株式会社はなまる)

大阪本社
〒559-0034
大阪市住之江区南港北1-14-16-40F

<https://www.hanamaru870.net/corporate/>

クルマ買取



担当: 藤木康介

TEL:070-3193-1907

MAIL:fujiki@hanamarujp.com